

第369回矢板市議会定例会

# 報告事項

令和3年9月

矢板市

### 第369回矢板市議会定例会報告事項

- 報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P 1  
    専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第2号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P 3  
    専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第3号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P 5  
    専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第4号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・・・P 7
- 報告第5号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について・・・・P 9

## 報告第1号

### 市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第6号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年7月29日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年6月24日、栃木県矢板市鹿島町20番22号地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 95,535円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 栃木県矢板市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

## 報告第2号

### 市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について



## 報告第3号

### 市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第8号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年8月12日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年6月8日、栃木県矢板市石関752番地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 624,477円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

- 3 相手方 (車両所有者)

栃木県矢板市

(車両運転者)

長野県北佐久郡軽井沢町

報告第4号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和3年9月2日

矢板市長 齋藤 淳一郎

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

項 目	比 率	令和2年度決算に係る 矢板市の早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	13.80 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.80 %
実 質 公 債 費 比 率	9.1 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	52.0 %	350.0 %

2. 資金不足比率

会 計 名	比 率	令和2年度決算に係る 矢板市の経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %

注) 比率欄の「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため、該当なしを表す。

令和3年9月2日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

報告第5号

株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

株式会社やいた未来の経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月2日

矢板市長 齋藤 淳一郎